

食品安全委員会（第578回会合）議事概要

日 時:平成27年9月29日(火) 14:00~15:57

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか16名出席

傍聴者:報道4名、行政機関2名、一般3名

議事概要

(1) 添加物専門調査会における審議結果について

- ・「次亜臭素酸水」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書(案)への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「イソピラザム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「キノメチオナート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書(案)への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「動物用ワクチンに添加剤として使用する成分」に関する審議結果の報告について

→担当委員の山添委員から説明。

「動物用ワクチンに添加剤として使用する成分」については、「動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、ヒトへの健康影響は無視できると考えられる。」ことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すること、このため、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないことが確認された。

(4) 微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について

- ・「ヒラメの*Kudoa septempunctata*」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を微生物・ウイルス専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「アルベンダゾール」に係る食品健康影響評価について

- ・遺伝子組換え食品等「*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株を利用して生産されたアスパラギナーゼ」

- ・遺伝子組換え食品等「NZYM-R0株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼ」

→事務局から説明。

「アルベンダゾール及びアルベンダゾールスルホキシドのグループ一日摂取許容量を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。」

「*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株を利用して生産されたアスパラギナーゼ」及び「NZYM-R0株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼ」については、「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはない」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

(6) 食品安全委員会専門調査会運営規程の一部改正について

→事務局より説明。

食品安全委員会専門調査会運営規程の一部改正について、了承された。

(7) ワーキンググループの設置について

→事務局より説明。

ワーキンググループの設置について、了承された。